

宮城県後期高齢者医療広域連合条例第7号（平成19年3月28日）

宮城県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき，広域連合長の権限に属する事務を分掌させるため，事務局を置き，次の課を設置する。

総務課

企画財政課

電算課

保険料課

給付課

（平成20年2月・一部改正）

附 則

この条例は，平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月18日条例第3号）

この条例は，平成20年4月1日から施行する。